

櫛田川外流域治水協議会 規約（案）

（設置）

第1条 「櫛田川外流域治水協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風や令和2年7月豪雨をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化、頻発化に備え、櫛田川等流域（河川区域、集水域、氾濫域）において、あらゆる関係者が、協働して流域全体で被害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 櫛田川等流域で行う流域治水の全体像の共有と検討をする。
- 2 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」を策定し、公表する。
- 3 「流域治水プロジェクト」に基づく対策の実施状況をフォローアップする。
- 4 その他、流域治水に関して必要な事項の検討をする。

（協議会の対象水系）

第4条 本協議会は、別表－1に掲げる水系を対象水系とする。

(協議会の構成)

第5条 本協議会は、別表－2の職にある者をもって構成する。

- 2 本協議会は、協議会及び幹事会で構成する。
- 3 本協議会は、必要に応じて櫛田川外大規模氾濫減災協議会の対象水系及び構成員を協議会の同意を得て追加することができる。
- 4 本協議会は、別に組織する鈴鹿川外流域治水協議会、雲出川外流域治水協議会、宮川外流域治水協議会と合同で開催できるものとする。
- 5 必要に応じて、既存の会議と連携を図り、流域治水に関する取り組みを多くの関係者と共有するものとする。

(幹事会)

第6条 幹事会は別表－3の職にある者をもって構成する。

- 2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、河川、流域、避難水防等に関する対策等の各種調整を行い、その結果について協議会に報告する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重河川国道事務所調査課、三重県県土整備部河川課に置く。

- 2 協議会及び幹事会の運営は事務局の構成員が行うものとする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第 10 条 本規約は、令和 2 年 8 月 19 日から施行する。

令和 3 年 1 月 12 日 一部改正

令和 3 年 3 月 16 日 一部改正

令和 3 年 12 月 14 日 一部改正

令和 4 年 3 月〇〇日 一部改正

別表－1 対象水系

水系区分	水系名
一級水系	櫛田川水系
二級水系	碧川水系 三渡川水系 阪内川水系 金剛川水系 中川水系 笹笛川水系 大堀川水系 外城田川水系

別表－２ 協議会 構成員

関係機関	構成員	備考
国	三重河川国道事務所 所長	
	蓮ダム管理所 所長	
気象庁	津地方気象台 台長	
林野庁	三重森林管理署 署長	
県	県土整備部 水災害対策監	
	県土整備部 施設災害対策課 課長	
	県土整備部 河川課 課長	
	県土整備部 防災砂防課 課長	
	県土整備部 下水道事業課 課長	
	県土整備部 都市政策課 課長	
	県土整備部 建築開発課 課長	
	県土整備部 住宅政策課 課長	
	県土整備部 営繕課 課長	
	県土整備部 港湾・海岸課 課長	
	農林水産部 農業基盤整備課 課長	
	農林水産部 治山林道課 課長	
	松阪建設事務所 所長	
	松阪地域防災総合事務所 所長	
市町	松阪市 市長	
	多気町 町長	
	明和町 町長	

<オブザーバー>

関係機関	構成員	備考
農林水産省	東海農政局 農村振興部 洪水調節機能強化 対策官	
森林研究・ 整備機構	森林整備センター 津水源林整備事務所 所長	
企業	中部電力(株) 事業創造本部 部長	

別表－３ 幹事会 構成員

関係機関	構成員	備考
国	三重河川国道事務所 副所長	
	蓮ダム管理所 専門官	
気象庁	津地方気象台 防災管理官	
林野庁	三重森林管理署 次長	
県	県土整備部 施設災害対策課 水防対策班長	
	県土整備部 河川課 計画班長	
	県土整備部 防災砂防課 砂防班長	
	県土整備部 下水道事業課 計画・事業班長	
	県土整備部 都市政策課 都市計画班長	
	県土整備部 建築開発課 建築安全班長	
	県土整備部 住宅政策課 住まい支援班長	
	県土整備部 営繕課 営繕調整班長	
	県土整備部 港湾・海岸課 海岸整備班長	
	農林水産部 農業基盤整備課 国営調整水利班長	
	農林水産部 治山林道課 治山班長	
	松阪建設事務所 副所長兼室長	
	松阪地域防災総合事務所 副所長兼室長	
市町	松阪市 建設部 建設保全課 参事兼課長	
	建設部 土木課 課長	
	建設部 建築開発課 課長	
	防災対策課 参事兼課長	
	上下水道部 下水道建設課 課長	
	産業文化部 農村整備課 参事兼課長	
	産業文化部 林業振興課 参事兼課長	
	多気町 総務課 課長	
	建設課 課長	
	明和町 総務防災課 課長	
	建設課 課長	